
令和7年 第2回（定例）由布市議会会議録（第5日）

令和7年6月19日（木曜日）

議事日程（第5号）

令和7年6月19日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第8号 | 令和6年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について |
| 日程第2 | 報告第9号 | 令和7年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について |
| 日程第3 | 報告第10号 | 専決処分の報告について |
| 日程第4 | 報告第11号 | 専決処分の報告について |
| 日程第5 | 報告第12号 | 専決処分の報告について |
| 日程第6 | 報告第13号 | 専決処分の報告について |
| 日程第7 | 報告第14号 | 令和6年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第8 | 報告第15号 | 令和6年度由布市一般会計継続費繰越計算書について |
| 日程第9 | 報告第16号 | 令和6年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第10 | 報告第17号 | 令和6年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第11 | 報告第18号 | 令和6年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について |
| 日程第12 | 報告第19号 | 例月出納検査の結果に関する報告について |
| 日程第13 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）」 |
| 日程第14 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第15 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第16 | 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第17 | 議案第65号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第66号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第19 | 議案第67号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第20 | 議案第68号 | 由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定について |

- 日程第21 議案第69号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第70号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第71号 市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定について
- 日程第24 議案第72号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第73号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 報告第20号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第22号 専決処分の報告について
- 日程第29 議案第74号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第8号 令和6年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第2 報告第9号 令和7年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第14号 令和6年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第15号 令和6年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第9 報告第16号 令和6年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第17号 令和6年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第11 報告第18号 令和6年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第12 報告第19号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第12号）」
- 日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

- 日程第16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第17 議案第65号 財産の取得について
- 日程第18 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第68号 由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第69号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第70号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第71号 市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定について
- 日程第24 議案第72号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第73号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 報告第20号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第22号 専決処分の報告について
- 日程第29 議案第74号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第2号）

出席議員（17名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 首藤 善友君 | 2 番 志賀 輝和君 |
| 3 番 高田 龍也君 | 4 番 坂本 光広君 |
| 5 番 吉村 益則君 | 6 番 田中 廣幸君 |
| 7 番 加藤 裕三君 | 8 番 平松恵美男君 |
| 9 番 太田洋一郎君 | 10 番 加藤 幸雄君 |
| 12 番 長谷川建策君 | 13 番 佐藤 郁夫君 |
| 14 番 渕野けさ子君 | 15 番 佐藤 人己君 |
| 16 番 田中真理子君 | 17 番 佐藤 孝昭君 |
| 18 番 甲斐 裕一君 | |

欠席議員（1名）

- 11 番 鷺野 弘一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長	古長 誠之君	財政課長	大久保 暁君
財政課参事兼契約検査室長			佐藤 圭次君
総合政策課長兼地方創生推進室長			米津 康広君
会計管理者	平野浩一郎君	建設課長	衛藤 武君
農政課長	新田 祐介君		
農林整備課長心得	秦野 一成君	商工観光課長	大塚 守君
環境課長心得	小俣 功君		
福祉事務所長兼福祉課長			後藤 昌代君
挾間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君
挾間地域整備課長			一尾 元博君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長			一野 英実君
教育次長兼教育総務課長			安部 正徳君
消防長	大嶋 陽一君		

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

議員及び市長をはじめ執行部各位には、本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は17名です。鷲野弘一議員から欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

これより各議案等の質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い、議題ごとに既に提出された通告書の提出順に許可をします

が、会議規則及び申合せ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に付託される事項については、所属委員会をお願いします。

日程第 1. 報告第 8 号

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第 1、報告第 8 号、令和 6 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5 番、吉村益則君。

○議員（5 番 吉村 益則君） おはようございます。それでは、議案質疑をさせていただきます。報告第 8 号です。

事業報告では、利息が 6 0 0 円、損失補填として一般会計より 8 万 7, 1 5 0 円の補助金が交付されているというふうになっております。この状況を担当課はどう捉えているのか、教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。お答えいたします。

一般会計より 8 万 7, 1 5 0 円の補助金の交付がある件でございますが、この補助金の内容といたしましては、法人県民税 2 万 1, 0 0 0 円、法人市民税 5 万円の合わせて 7 万 1, 0 0 0 円と、公社の監事の報酬 3 回分の 1 万 5, 0 0 0 円、また残高証明発行手数料 5 5 0 円となっております。

また、土地開発基金からの借入金 6 0 0 円など、この経費につきましては、土地開発公社を法人として維持するための一般管理費として必要最低限のものと考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 吉村益則君。

○議員（5 番 吉村 益則君） 今の御説明の中にあつたように、公社を維持管理するというふうなことだったんですけども、毎年、こういう報告が同じような金額の中で、金額は多少変化しておりますけれども、同じ報告が繰り返されておりますが、このことについてはどう捉えていますか。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。お答えいたします。

現状、公社は既存の用地を管理するのみでございます。自己収入が今ない状況になっております。旧湯布院町時代に、町の意向により管理用地を管理するということで、それに必要な経費を市から補填をいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第2. 報告第9号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、報告第9号、令和7年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） 先ほどの報告8号ともこれは関連することになると思うんですけども、この事業計画を説明する書類というふうなことの中で捉えてみますと、若者定住化事業用地としてというふうな項目があります。これについて、具体的な事業計画、または活用方法、そういったことが考えられているのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。お答えいたします。

現状、今、下湯平の管理用地につきましては、令和2年の豪雨以後、国道等の災害復旧や道路改良のための土や資材置場として大分河川国道事務所に無償で貸付けを行っております。一応、来年の5月までは貸付けするというございますので、来年5月までは現状のままでございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） それでは、次の質問で副市長にお答えいただきたいんですが、一方、今回の議案68号、こちらでは、若者定住の促進に向けての取組が進められようとしております。

公社の設立の経緯とか、そういうふうなことを考えますと、乗り越えなければならないハードルというのは高いことというのは十分に理解するんですけども、これは一刻も早い取組が必要だと思うんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 副市長。

○副市長（小石 英毅君） 今、吉村議員から、事業用地について、ずっと今のままじゃないかというお話でございます。

私も、この土地開発公社の理事長を令和2年から引き受けておりまして、そのときからこの土地がもちろんあるわけございまして、ある意味、下湯平の土地が土地開発公社の最後の事業用地と今のところなっております。

これについての有効利活用、これはもう令和2年からやっておりますけれども、なかなか面積的に、6,000平米ぐらいだったですか、なかなか具体的な売却だとか活用方法が、いろいろ

模索しているんですけども、ちょっといいのがなくて、引き続き、これは市有地の有効利活用とセットで私は考えておりまして、いろいろとアプローチはしているんですけども、今のところなかなかなくて、今、たまたま災害のために国のほうにお貸ししておりますけれども、その後からじゃなくて、ずっと継続的に一応アンテナを立てておるわけでございます。引き続き、今後もうそういうふうに努力していきたいと考えております。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第3. 報告第10号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第3、報告第10号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） 報告第10号、専決処分です。

乗用車の腹部の損害賠償、70%とあるが、この割合の査定はどのように決めたのですか。あと、運転者の前方不注意ではないのか。また、乗用車の車高は車検に合格する高さなのですか。また、落石の原因は何なんですか、という3つあります。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

まず、この査定をどういうふうに、この割合についてでございますけれども、通常、事故がありますと、その状況を一旦、加入している保険会社のほうにその概要をお伝えします。そうすると、保険会社のほうから、これまでの判例とか保険会社が蓄積したそういう事例の状況の中で、大体これはこの割合ですよというような形のものが返ってきます。それを基に、当事者間同士、市と事故になった方々との協議の中で、この割合という形のものが決まっていくというふうな流れになっております。

今回のものに関しましては、市の過失といたしましては、本件事故後に柵を立てることで再発防止を行っているが、本件事故前から行うことで、今回の事故は未然に防止することができたと言える。よって、本件道路は通常有すべき安全性があったとは言えず、由布市に賠償責任ありと判断した。この分が70%。

相手方の過失といたしましては、早朝で落石が見えにくい状態であったものの、一定の安全運転義務が生ずる。これは、前方をしっかりと見るというようなところだろうと思います。よって、相手方に予見可能性、回避可能性等ありと判断できるので、相手の過失が30%あるんだというふうな判断の下で、双方が承認できたというふうな状況でございます。

それから、2点目が車検の関係ですけども、車検証の確認はしております。落石の石が

15センチ程度のものというふうなことで報告を受けておりますので、車高の高さの車検は、9センチ以上あればよいというふうなところから見ても、その辺で、相手方の過失というのは基本的にないのかなというふうな判断をしております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 挟間地域整備課長。

○挟間地域整備課長（一尾 元博君） 挟間地域整備課長です。

落石の原因につきましては、事故現場において市道ののり面、土羽部をイノシシが荒らしたことにより、土羽の崩壊及び落石を招いたものと推測しております。

○議長（甲斐 裕一君） 田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） 市が管理する市道においては、結構落石が多かろうかと思いますが、今回、この1つの石だけではなく、まだ転がり落ちる可能性があるような現場なのでしょうか。もし、落ちようとするようなそういう現場があれば、未然に防ぐために点検などは行っているのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 挟間地域整備課長。

○挟間地域整備課長（一尾 元博君） 前段に、今回の事故発生以前の2月10日に、同路線の別の場所で事故が発生しております。その事故の8日後の2月18日に事故の報告を受け、事故発生の事実を把握したところでございます。

その日以降、当路線のパトロールの強化を行ったところ、事故現場を含め本路線の1.2キロメートルの広範囲にわたり、土羽の崩壊、落石を確認しました。

そのようなことから、事故現場付近を中心に、特に落石の多い箇所の市道敷に落石防護柵を設置していたところでございますが、320メートル手前の時点での別の箇所で、3月7日の今回の事故が発生してしまいました。

それを受けて、さらに防護柵設置範囲を増やし、落石注意の看板による注意喚起などを行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第4. 報告第11号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第4、報告第11号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。4番、坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） 報告第11号に関してですが、倒竹の持ち主は誰でしょうか。市

の竹なのかどうなのかというのと、もしくは、それがほかの例えば持ち主の木が、今回は竹ですけど、木が倒れてきて、それだった場合、持ち主の方の瑕疵はないのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 挾間地域整備課長。

○挾間地域整備課長（一尾 元博君） 挾間地域整備課長です。

今回の倒竹のあった場所につきましては、由布市所有の土地でございます。市道の道路敷ののり面に生えていた竹でございます。

ほかに持ち主がある場合の瑕疵につきましては、一般的に市道上での事故は、道路管理者の市が責任を負いますが、明らかに民地からの枝や倒木があり、市道上に入り、市が通行に支障がある等の判断をし、民地の所有者に対し枝木の伐採等をお願いした後の事故であれば、所有者の責任になろうかと思われます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 坂本光広君。

○議員（４番 坂本 光広君） そういうふうな形であれば、持ち主に対して、実際、先ほども予測ができたというか、柵をすれば予測できた、70%の市に責任があるという形でいくと、現状、かなりな道に対して出ているところがあります。だから、それに関しては、その持ち主に今から全てにおいて通告しておけば、それが倒れた場合、その持ち主のある程度の瑕疵になるということを考えていいわけですか。

もし、そういうふうな形で瑕疵になりますよ、じゃ、その持ち主が、いや、それじゃ、もう切ってくださいなんて言われた場合、どうなふうにされるんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

先ほど整備課長がお答えした分に関しましては、もともと判例があるものに対する回答であります。やはりそのケース、ケースでかなり状況が違う場合において、持ち主の方も過失の割合が生じてくるということはあるというふうに聞いておりますが、基本的には市が、今議員おっしゃったように、きっちりとした、危険を回避するようなことを伝えていれば、そういうふうな形は所有者にも発生するという部分になりますので、かなり市側としては徹底したものがなければ、やはり市の過失というふうなことで認められているのが今の状況のようでございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 坂本光広君。

○議員（４番 坂本 光広君） それでは、今、現状、ほかのところでもこの可能性があるような道は結構あります。そういったところも見て、これからの対策としては、そういう先ほど言われましたような、持ち主にいろいろお願いをするとかそういうふうな形をする、もしくは。

先ほど、もしそれで、もう勝手に切ってくださいなんて言われたときには、市はどうするかというのは聞いていなかったんですけど、市としてある程度切っておかないと、とにかく長湯庄内湯ノ平線なんて、かなりもう古い木がどんどんどん覆いかぶさって、あそこ、水の工場もあって結構大きなトラックが来るようになって、当たったりとかいろいろしているみたいです。

そういう意味で、どんなふうにしていくかということのも併せて教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。お答えします。

民地からはみ出した木等については、今後、市内全体に、やはり土地の持ち主さんに、所有の管理、こちらのほうは啓発をさせていただきたいなというふうに思っております。

また、先ほど議員がおっしゃいましたように、長湯庄内湯ノ平線、大型トラックが端っこを通ると木にぶつかるということで、センターラインすれすれかセンター越えて走行するような場所につきましては、私どものほうも把握しております。

昨年度からも自治区等からの要望もいただいております、私どもでなかなか土地の所有者さん等も把握ができないところを自治委員さん等が歩いていただいて、状況把握、所有者等の把握をしていただきましたので、そういうところを、結構高さが高かったりとかしますので、そういうところは計画的にうちのほうでも伐採のほうを計画していくつもりでございます。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第5. 報告第12号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第5、報告第12号、専決処分の報告については、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第6. 報告第13号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第6、報告第13号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） 報告第13号の専決処分です。

当日の乗務員は何名だったのか、またバックモニターは設置していなかったのか、お聞きします。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

消防団の車両が湯布院庁舎に駐車しようとして発生した事故でございますけども、当日は運転

手を含んだ消防団員4名が乗車しておりました。

また対象の消防車両にはバックモニターは設置されていましたが、バックモニターのみで後方を確認し、目視での確認を怠ったことから、相手方の一般車両に接触して損害を与えてしまった事故でございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） 湯布院地域においては、湯布院は庄内と比べて整備されている大きい車が消防車となりますが、バックモニターがついていたのに、それは目視ということで、4名の方もいらっしゃったんですが、やはりこれ、100%分があるということで、しょうがないんですが、ふだんからやはり地元ということで、消防団員にも慣れがあったのではないのでしょうか。

また、あと、消防車の修理代は幾らかかって、その修理代はあそこの部が払うんでしょうか。2点お願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

運転については、少し漫然なところがあったと思いますので、4月11日に由布市の消防団の幹部会議、それと4月12日の湯布院方面隊の幹部会議にて、車両に搭乗する際は2名以上、また、同乗者については誘導を行うようにすることを指導したところでございます。

車両の分につきましては、現在、事故の状況を確認して、これから精査して修理をするということをお願いしております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） 地元の幹部会からお話するということがあったんですが、バックするときにブザーが鳴るとか警戒音が鳴るとか、そういうのが設置されているために、何かそういう油断が生まれたのか、もしかして、またついていなかったのか、バックするときのブザーとか。お願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

バックモニターにつきましては、後方を映すのみで、警報というんですか、そういったものはないということなんです。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第 7. 報告第 14 号

日程第 8. 報告第 15 号

日程第 9. 報告第 16 号

日程第 10. 報告第 17 号

日程第 11. 報告第 18 号

日程第 12. 報告第 19 号

日程第 13. 承認第 2 号

日程第 14. 承認第 3 号

日程第 15. 承認第 4 号

日程第 16. 承認第 5 号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第 7、報告第 14 号、令和 6 年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第 16、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第 17. 議案第 65 号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第 17、議案第 65 号、財産の取得についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6 番、田中廣幸君。

○議員（6 番 田中 廣幸君） 議案第 65 号です。

救助工作車（Ⅱ型）ということで、私、説明する資料の中の第 2 章の仕様、シャシの項目の中の（4）です。駆動型式の 4 輪駆動とありますが、これ、4 輪操舵システムという形はなかったのでしょうか。

また、消防本部の車庫には救助工作車の駐車スペースはあるのか。また国、県の補助金はあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（甲斐 裕一君） 消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。

救助工作車の 4WS 仕様についての御質問ですが、5.5 トン級低床 4 輪駆動方式の消防専用シャシには 4WS の型式はありません。

次に、救助工作車の駐車スペースについての御質問ですが、現有の救助工作車と同程度の車両との入替えとなりますので、駐車スペースはあります。

次に、国、県の補助金はあるのかの御質問ですが、利用可能な補助金はあるのですが、基準額、補助率などから検討した結果、より有利な緊急防災・減災事業債を利用いたします。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） まず、4WSの形がないということで、由布市の市道でこの大型車両が旋回するときとか、かなり苦勞すると思いますが、市道全部、あえて言いませんが、全部通られるという保証はもしかしたらないと思いますが、特にこの大型車両は、県道、国道とかの救助に当たる車両なのかなとは思っています。

あと、今度車両の入替えということで、その入替えする旧車両については、下取りとか中の部品とか、かなり今回装備が全て新品なので、今までの備品などは、そういう下取りという形で幾らか金額が発生するのでしょうか、お伺いします。

○議長（甲斐 裕一君） 消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） お答えいたします。

まず、大きさについてですが、全ての道を通ることが可能という仕様のものを探すことはちょっと不可能ですので、これまでの消防活動の中で培ってきた部分を考慮して、このサイズでこれまでも行ってきましたので、同程度のものということで発注したというような状況でございます。

主に交通事故、また遭難のときなど、車が落ちたとか、そういうときに利用することが利用の頻度としては多いのかな思っております。

車両についてですけど、下取りという形ではございませんが、何らかの形で販売できればということで検討をしております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） 先ほど、販売という言葉聞いたんですけど、どなたにどのように販売するのか、それでお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） お答えいたします。

公有財産のネットオークション等の仕組みが現在ございますので、そのような仕組みの中で販売をするということもありますし、何らかの形で、廃車するというだけではなく、少しでも歳入に充てられればという形で考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第 18. 議案第 66 号

日程第 19. 議案第 67 号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第 18、議案第 66 号、工事請負契約の締結について及び日程第 19、議案第 67 号、工事請負契約の締結については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第 20. 議案第 68 号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第 20、議案第 68 号、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、まず、17 番、佐藤孝昭君。2 項目続けてお願いします。

○議員（17 番 佐藤 孝昭君） 議案第 68 号でございます。

まず 1 点が、移住者（由布市外の方）が今回対象となっておりますが、その後には、万が一残ったらという意味合いでございますが、由布市民も対象に、挟間から庄内にといような方もおられると思います。変更していく時期もあると思うんですが、どの期間、どの程度のスパンでそういう形に切り替えて販売をしていくようなお考えがあるか、お尋ねをいたします。

2 点目が、この取組も、初めての的なところもあると思います。条例にうたい込めなかった部分、細則などを設けて対応をしていくことがあるかどうか、お尋ねをしたいです。例えば、他人との居住というのも考えられると思うので、本人たちが市外から来られて住む、その人たち以外の方を寮的に使ったりとか下宿的に使ったりとか、あるいは民泊扱いをするようなことも考えられると思うんですが、その辺をお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

まず、由布市民も対象に変更していく時期もあると思うが、どのようなスパンで考えているのかということですが、条例の目的でもあります。まず、定住人口の増加を図り、活気あふれるまちづくりにつなげていくため、事業を推進してまいります。その上で、事業進捗状況にもよりますが、由布市民も対象としていく時期につきましては、募集の状況、そういうものを加味しながら判断していきたいと考えております。

次に、条例にうたい込めなかった部分について細則などで対応していくかにつきましては、条例に規定できなかった事項については、規則や募集要綱等を通じて対応することにしております。条例では、具体的な運用方法や詳細な規定を設けることが難しい場合、規則や要綱を制定することで、実際の運用に必要な事項を定めていくこととなっております。

また、議員から例示で示されている寮や下宿、民泊などにつきましては、条例の第 5 条では用

途というものを指定するようにしております。第1項においては、住宅の用に供するものに限っております。また第2条の定義に規定している併用部分につきましては、申請時点で審査を行うということにしておりますので、審査の段階において判断することはできると考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 由布市民の方を対象にする時期につきましては、その都度検討していくということなので、その辺は時期を間違えないようにしていただきたいなということが1点と、2点目に申しました条例の部分につきましては、細則等を設けて募集等々をしていくということで今お答えがありましたが、寮、下宿として使えますと言って使う方ははねられると思うんですけど、勝手に住ませたというか、下宿、寮という意味合いじゃなくて住ませていることってなかなか判断がしづらいところとかもあると思うので、そこら辺のところまでが、この条例、もしくは細則で縛れるかどうかというのがちょっと気にはなるところなんですけど、その辺は今後検討していくと思うので、そういうパターンもあるということも踏まえて検討していただきたいと思いますが、今、細則に載せていくということをおっしゃられました。今時点で細則に考えているもの等がありますか。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

入居の条件についてお答えさせていただきたいんですけど、今、この条例の中では、申請者本人またはその配偶者と、あと、またその子どもということで今考えております。ということは、要は親族のみということで条件ということにもなろうかと考えております。

あと、それ以外に考えるものにつきましては、申請書というものが申請で必要になるほか、親族関係が分かる戸籍の抄本、そういうものも提出していただくようにしております。

また、規則等につきましても、今、大方のところは作成のほうはしておりますが、もう少し細部につきまして精査していくようにしております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 私も地元でございますので、地元の説明会のときにも出ていたように、できる限り自治会に入っていただくような促しもしていただきたいなというふうに思っています。

最後にですが、このニュースは結構インターネット上でも出ておまして、今、私が持っているのは、読売新聞さんのオンラインのところとかで、コメント欄に6件の書き込みがあります。その中で見ると、国籍を規制しないと外国人が殺到しちゃうよ、共感35とか、外国人禁止条例

も必要ね、共感１９とか、こういう書込みもあります。確かに、この中で的を射ているものもあつたりしますので、この辺精査しながら、そういうものに盛り込んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。答弁は結構です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、３番、高田龍也君、２項目続けてお願いします。

○議員（３番 高田 龍也君） 議案６８号です。

今回出されている条例の中の第１６条、契約の解除については、第１５条の禁止事項がなぜ含まれていないのか伺います。

それと、１区画当たりの、すみません、私はこれ、贈与税と書いてしまいました。所得税は幾らになるか、お聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

まず、第１６条の契約の解除のところで、第１５条の禁止事項がなぜ含まれていないのかにつきましてですが、条例第１６条第３項において、これの２行目になりますが、「前条各号のいずれかに該当する行為があつたと認めるとき」という規定がございます。その規定が、第１５条に定めております禁止事項の行為があつた場合のことを指しております。よって、第１５条の行為が行われた場合には、契約を解除するということになります。

次に、１区画当たりの所得税は幾らかにつきましては、法人から、市から個人へ無償譲渡した場合につきましては、譲受人には所得税法上の一時所得とみなされ、所得税の課税対象者となります。

所得税につきましては、この一時所得と給与所得、給与の所得などを合算して所得税額を算出することになりますので、給与所得など個別の事情によって異なるため、一概に所得税額が幾らかというのは示すのは難しい状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田達也君。

○議員（３番 高田 龍也君） ありがとうございます。

１６条のほうに禁止事項の第１５条が含まれているということなんですが、この１５条の「第三者に著しく迷惑を及ぼすと認められる行為をすること。」ということなんですが、これ、ここに住まれた方からの通報なのか、ここの自治区に住まわれている通報なのか、これ、どこに通報した場合が禁止事項だと市のほうが認識するのか。市のほうにこういう窓口をつくっているのか。それとも、警察等に迷惑行為があつているんですよという通報があつた事実を市が確認した後に、禁止事項に該当するということで、この契約の解除を求めていくのか。その点、これ、契約の解除を禁止事項にのっとってする場合の過程を教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

この規定では、今考えられるのは、近所の方々、地区の方々に対して迷惑をかける、また、どういう迷惑をかけるかというのがありますが、それが発生したときに、やはりすぐということではなくて、やはり何度か注意喚起等をしながら、その中で判断していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） これが最後です。

今、先ほど注意喚起という言葉が出ました。観光地、ごみのポイ捨てとか、あとトイレ詰まり等でコンビニがトイレを貸さなくなった、それも注意喚起をしてきた結果なんですよ。その中で、注意喚起をして、その結果をいつ出すのかという過程をちょっとお聞きしたかったんですけども、注意が5回以上あったとか、そういうことなのか、それも社会通念上というのはどの通念上なのか、社会通念上という形であれば、ほかの自治体の前例を持って話をしてくると思うんですが、そうなった場合には、昨日の一般質問で言いましたが、埼玉の川口市、外国人による迷惑行為、それを再三注意したにもかかわらず変わらなかった。また、行政の視察が来るときにはきれいに片づけているというような行為がもう事実として明るみになっておりますので、そういうような実例を踏まえた上で、どのような禁止事項の注意とか、どのようにこの解除に向かっていくのかという過程を聞いたかったんですが、その点をもう一度お聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

禁止事項に該当するための過程につきましては、今、現状、条例等はできております。今回、上程させていただいているところですが、今後につきまして、どのような過程を踏めばいいか、それは他の自治体、またそういうところも調査しながら、どのような迷惑行為をしたときには対象にするのか、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第21．議案第69号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第21、議案第69号、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。まず、17番、佐藤孝昭君。

○議員（１７番 佐藤 孝昭君） 議案第６９号、議会の議決に付すべき契約につき、軽易な変更
に限り議決を不要としたいという議案でございますが、提案理由のとおり、議決を経た契約等で
少額であれば、工事変更時に時間を短縮できて早期復旧ができるような説明がございましたが、
災害復旧や建設工事が想定でございますが、それ以外に議決不要とする案件というのが何が考え
られるか、ほかのものがあれば教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをします。

条例第２条に記載のある工事または製造の請負について、工事を除く製造の請負とは、例えば
船舶の製造や研究機器の製造等になりますので、由布市において製造の請負の議案を上程する事
例はあまり考えていないというふうな考えでおります。もし仮に事例が発生した場合においても、
仕様書にのっとり契約を進めていくことから、特段な事情がない限り、製造においては変更契約
を行うことはないものと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（１７番 佐藤 孝昭君） １億５，０００万があれだと思いますけど、１０分の１の
１，５００万の部分が、議決等々を議会がしなくてもいいというようなことになってくると、私
たちも、一応１，５００万でも大事な税金でございますので、この辺のところは監視できないと
いうことになるのではないかなというちょっと懸念がございましたので、どんなものが、どうい
う案件が考えられるのかなということでちょっと質問させていただきました。

なので、私、この中で、ただ、工事等が即座にできないというようなことも困りますので、基
本的には賛成ではございますが、せめてちょっと報告等はしていただきたいなというふうに申し
添えるつもりでございましたが、市長のほうから何かその辺あると思いますけど、今言わなくて
いいんですかね。

分かりました。報告とかはしてほしいというのは実は言うようにしておりましたので、そこ
の辺については何か後であるみたいなので、それは結構でございますので、結構です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、３番、高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 改正第４条中の当該契約の変更を要する場合で、契約の変更によ
り増減する金額が変更前の契約金額の１０分の１に相当する、以下略とします、とありますが、
これ、当該契約の上限を定めるべきと思うんですよね。これはなぜかといいますと、仮に１５億
の工事をしましたよとなったときに、その１割って１億５，０００万なので、１億５，０００万
となると議会の承認が必要になってくると思うんですが、そういうところを踏まえて上限を定め
るべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをします。

例えば、さっき議員がおっしゃったように、契約金額が2万円の事業と契約金額が10億の金額では、同趣旨の変更を行う事例が出た場合、例えば物価スライドのとおり人件費等が高騰になった場合とかいう場合の出た場合、事業が規模が大きくなればなるほど金額が膨らむというふうな形が考えられますので、軽微な変更とあったとしても、当初金額の10分の1として、上限を定めないような形で設定をさせていただいたというふうな形であります。

物価スライドで人件費等で上がった場合、同様の変更を行ったとしても、人件費だけの部分の変更だとしても、上限を定めておくと、2億のものについては、その軽微な変更という、人件費だけの部分で変更で議会にかけないというふうな形になって、10億の場合については、例えば上限を幾らかに設定していると、それを超えてしまうので、議会にかけないと悪いというふうな形で、同じ軽微な変更としても、かける、かけないという扱いが出てくるような形になってきますので、そういう部分を踏まえて、上限ではなく10分の1というふうな形で設定をさせていただいたというふうな形のほうを取らせていただきました。

それと、やはり国土交通省の変更のガイドライン等を踏まえて、そこが20%が軽微の変更というふうな形になっておりますけども、そこも踏まえまして、その半分という形での10分の1というふうな形での設定をさせていただいた次第です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） それは理解しているんですね。これも、私も先ほど副議長が言われたように、これはしかるべき処置だなと思うんですが、今、10億じゃなくて15億の10分の1だったら1億5,000万になりますよねというところなんですね。1億5,000万であれば、議会の承認が必要になるじゃないですか。元の工事設定金額の中で、15億でして、その10分の1は1億5,000万なので、その中の増減なので、軽微かもしれませんが、その1億5,000万を動かすというときには、議会の承認が今現状では必要ではないのかなと思うんですけども、それも軽微の、全体の工事金額の中でいけば10%なので、それはもうオーケーですよという考え方なのかなと思ってお聞きしたんですけども。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

まず1つは、契約に関する議会の議決案件というふうな形になっておりますので、1契約に対して、それが1億5,000万を超えたときに議会の議決を要するというふうな形になっております。

その趣旨といたしましては、執行権のほうについては、市長のほうに委ねられているところで

はあるんですけども、その執行権を正しく市長が執行しているかどうかというふうな形での、任意の部分で議会の議決を要するというふうな形になっております。

その案件自体に対しては、1 案件というふうな形になりますので、その大きな根幹の部分については、最初の契約のときに議決をいただければ承認をいただくものと考えておりますので、その契約の部分については、その中の部分が大きく変わるものであれば、内容が変わってくれば、当然議会の議決が必要とは思いますが、その部分、金額が大きくなろうとも、その趣旨が変わっていなければ問題はないと考えまして、その部分として金額として、軽微な変更という形で10分の1というふうな形で設定をさせていただきました。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3 番 高田 龍也君） であれば、市長から、議会のほうに議場で報告とかいうようなことを今後考えられているのか。市長の報告等と言っていただければ、議会のほうで審議することができると思いますが、そのように今後は市長のほうから議会のほうに報告があるのかというところをお聞かせしていただきたいんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） ありがとうございます。

先ほどの15億の変更契約が1億5,000万を上回るという件については、その本体、15億のほうは既に議会の議決をいただいておりますので、その変更ですので、これによると、もう議会の議決は必要ないというふうな解釈です。

それと、これまでの一般質問、ただいまの議案質疑等も考慮しました。昨日から執行部側で、議会の皆さんの御意見も理解できるところがあるということで協議を重ねてきましたので、この10分の1以内は議決を要しないということをお願いをしたいと思います。そういった場合が生じた場合は、今、各議会のときに市長の行政報告というのを議員の皆さんに報告いたしております。その中に、5,000万以上の契約についても報告をするようになっております。そこに、この10分の1以内の変更があった場合も、5,000万の契約と同じように、行政報告の中で議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに、執行部で議論した中では、そういう方法が、やっぱり議会のこれまでの経緯を踏まえたら、報告すべきだろうという結論に達しましたので、そういうふうに今後させていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第22．議案第70号

日程第23．議案第71号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第22、議案第70号、由布市税条例の一部改正について及び日程第23、議案第71号、市道路線（第2ゆふ浄苑線）の認定については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第24、議案第72号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第24、議案第72号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

歳入については、質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

歳出について、質疑の通告がありますので、款別に通告順に従って順次発言を許します。

初めに、2款、総務費について、5番、吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） ページ数は17ページです。2款1項9目、区分3、由布院駅100周年記念事業についてです。

こちら、先週ですか、記念事業のイベントの御案内をいただきましたけども、これも含めて事業内容と、それと同時に、JRとの連携、それはどのように進めていくのか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

本年の7月29日に由布院駅が100周年を迎えます。事業内容につきましては、由布院駅と駅アートホールにて、7月29日に由布院駅100周年記念式典に始まりまして、来賓約50名と湯布院町在住50名の方によります100人による1日駅長として、ゆふいんの森2号の出発式、そして、100年前の由布院駅開業を祝うために発足した由布院神楽保存会による公演、あと、かんぱち・いちろく号試乗会、バイオリン演奏会、そして基調講演等を予定しております。

JRとの連携につきましては、JR九州大分支社長を会長といたしました由布院駅100周年記念事業実行委員会を立ち上げまして、実行委員会形式で企画運営をしております。事務局には、JR九州大分支社の職員、あと湯布院地域振興課の職員も当たります。また委員として、まちづくり観光局、商工会職員の方等が参加して企画を運営しているところでございます。

予算につきましては、JR九州70万円、由布市が70万円それぞれ負担しまして、合計140万円の予算額で実施予定です。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） ありがとうございます。

先月でしたか、JRの由布院駅については、建物というか天井の落下というふうな事故もございました。そういうことも含めて、由布院駅をJRと由布市が2事業者で管理をするというふう

な形を取っておりますので、その辺のところも含めて、やはり連携をもうちょっと強化する必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

由布院駅につきましては、通勤通学以外にも、国際的な観光地として観光客の方を出迎える町の玄関口でございます。市といたしましても、ＪＲと連携いたしまして、気持ちのよい駅の運営に協力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 吉村益則君。

○議員（５番 吉村 益則君） 今議会でも、トイレ等の問題、いろんなことも出ております。由布院駅も、今、御答弁いただいたように、多くのお客様をお迎えする駅ですので、その辺のところも含めてよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、６款、農林水産業費について、２番、志賀輝和君。２項目続けてお願いします。

○議員（２番 志賀 輝和君） ページで、３３、３４ページになります。農業振興費、区分１８、負補交の４７５万円の詳細、事業内容等を詳細に説明をお願いします。

また、同じくページ３３、３４になりますが、６款１項４目の畜産業の区分１８、負補交の１７５万５,０００円の事業内容等、詳細に説明をしてください。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です。お答えいたします。

６款１項３目、区分１８、農業振興費、負担金、補助及び交付金の新規就農者支援事業補助金の４７５万円の詳細についてですが、経営発展支援事業として３７５万円の予算計上を行っています。

内容といたしましては、就農２年目までの新規就農者で、経営発展のために機械整備等を導入する際の費用の一部を補助するものです。国２分の１、県４分の１でございます。

さらに、親元就農給付金として１００万円を予算計上させていただいております。こちらは県２分の１、市２分の１であり、家族が農業者であって、家族が行っている農業を将来継承し農業に専念する方に対し、年間１００万円を最大２年間支援するものでございます。

続きまして、６款１項４目、区分１８、畜産業費、負担金、補助及び交付金の畜産生産振興対策事業補助金の１７５万５,０００円についてですが、県の補助事業であります畜産生産振興対策事業が、４月の要綱改正により新たに鳥獣害対策機器が補助対象となったことを受け、事業要

望のありました畜産農家9軒15台分について、県3分の1、市6分の1で補助するものでございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） ありがとうございます。

この新規就農者支援事業、当初予算で1,442万5,000円を組んでおられたと思いますが、それプラス475万円ということで、1,917万5,000円の事業費になるということでしょうか。

それと、畜産生産振興対策事業におきましても、当初予算が105万円組んでおられて、今度は175万5,000円と、合わせて280万5,000円の費用が必要になるというような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりです。当初のときに間に合わなかった部分を、今回、補正で上げさせていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） ありがとうございます。

最後なんですけど、一般質問の中でも質問されておりましたが、非常に今、生産資材、肥料、農薬、また畜産関係においては飼料、餌代が物すごく上がっておりまして、農業経営者、特に畜産経営者あたりは非常に今厳しい経営環境にあるわけなんですね。そうした状況の中にながら、令和7年度予算は6年度予算に比べて大幅に縮減されてきております。

私はお願いしたいのが、やっぱりそうした非常に今畜産農業が厳しい状況の中で、生産者の声を赤裸々に農政課として聞いて、そして、できる対策は補正を打ちながらも、何とか農業者、畜産業者も含めて、そうした経営の安定のために思い切った措置を取っていただくようお願いして質疑を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、11款、災害復旧費について、10番、加藤幸雄君。2項目続けてお願いします。

○議員（10番 加藤 幸雄君） ページ数が48、農業用施設災害復旧事業、災害に遭った全ての事業が対象になっていると思いますけども、内訳をお願いします。

今年度はもう間に合わないと思いますけれども、この事業を行えば、来年度の作付は大丈夫だと思いますけど、その辺の確認をお願いします。

それと、やはり申請が遅れている方がもしかするといえるかもしれないので、その場合はどうなるのかを教えてください。

それから、50ページ、公共土木施設災害復旧工事、同じようなことですが、内訳と、申請が遅れた場合はどうなるのかを教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） 農林整備課長心得です。お答えいたします。

災害の内訳につきましては、令和6年債の全体の概算額につきましては、647件で23億6,492万5,000円になっております。

そんな中で、既に予算化済みの令和6年度予算と令和7年度当初予算が、150件で6億500万になっております。本6月補正で計上している分が243件で10億8,200万円です。残りの予算未計上分は234件で、6億7,792万5,000円になっております。

続きまして、来年度の作付状況についてですが、来年度作付までに全ての工事を完成させることは困難ですが、災害箇所によっては耕作ができる箇所もあります。また、再生協の方が聞き取る範囲では、今年は特に仮畦畔を設置して耕作されている方も多いと聞いております。

続きまして、申請が遅れた方につきましては、災害申請については、発災から国への確定報告が3週間以内となっております。報告した分しか国の災害事業の対象にはなりませんので、以降については国の災害事業の対象外となります。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、16節の負担金、補助金及び交付金946万円につきましては、挾間谷地区、市道竜王平芝尾線におきまして、令和6年10号台風における道路災害復旧に伴い、水道管の仮設工事が必要になったことによる負担金の計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） ありがとうございます。

事業の対象になっていると思うんですけども、業者のほうで人がいないとか物価高騰とかで、多分全部できるのは難しきかなとは思いますが、先ほど課長が言われたように、耕作放棄地が増えて困るんですね。やはり何かの口実をつくって、作らんようにしよう、作らんようにしようというお百姓さんもありますので、早く作ったから頑張って作ってくださいよとお願いしてほしいなという部分があります。

それから、申請が間に合わなかったところの救済措置というのはやはり何かしてあげないと、またそこも放棄地になってしまうので、その辺のところも何か、こうやれば絶対大丈夫ですよというのを教えていただくといいかなと思います。

それから、50ページの分に関しましては、やはり業者さんがいなかったり、なかなか落札できんことが出てくるかなと思うんですけど、それは少し額を上げるとか、そういう方法は最悪の場合は考えますか。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） お答えいたします。

作付等の営農意欲の減少については、うちのほうもなかなか、令和2年災につきましても、まだ工事が終わっていないところがありますので、皆さん、営農意欲をちょっとなくされている方も多いと聞いておりますので、極力そういうことがないように、早期発注、早期工事完了を目指して今頑張っておりますので、その辺御理解のほど、また皆さんに周知していきたいと思っております。

あと、災害の申請が遅れた場合につきましては、なかなか国の災害のかかる基準というのがあります。その基準内に、発生してから3週間になりますので、どうしてもそれ以降になりますと、もともと国の査定に間に合わなくなるものですから、実際は国の補助金もうもらえなくなるということになりますので、皆さんになるべく早めに市のほうも周知して、報告していただくような形で、全体に周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） すみません、ちょっと内容を聞き取れていませんでしたので、再度、大変申し訳ございません、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 建設課長のほうは、また後で。

農林整備課のほうにお願いしたいのが、農水路の壊れたのが、去年の8月、2か所壊れていて、1か所だけしか整備課のほうで分からなかったと。それ、行ったのが今年の2月なんですよ。こんなのは初めて見たようなことを言っていたので、多分、現場に行っている方も、やはりそこまでは手が回らない人もおられるし、持ち主の人もまだ行っていない人がいるので、国の整備が無理であれば、市のほうで追加工事でやっていただくと大変ありがたいかなと思うんですけども、そういうことも考えて、やはり巡回するというか、そういうのをお願いしたいなというふうには思っています。

建設課長のほうは、落札できなかったとき、工事が人手がいなくてなかなか落札できない場

合がありますね、入札しても。そのときに、やはり入札額を少し上げるかというようなことをやって、落札してもらおうとかいう方法は考えるかどうかということです。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。大変失礼いたしました。

落札できなかった場合、不落札が起きた場合は、指名業者さんを替えて再度やるようにやっております。というのが、災害復旧事業は国の査定に基づいて工事内容等も決められておりますので、一応その辺は重視して、最初の入札において落札がなかった場合は、指名の業者さん等を替えて、また入札を行っているような状態でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） お答えします。

申請が遅れた分のことについてなんですけども、基本的に農地災害につきましては、水路や農地については個人の方の所有になりますので、基本的には個人の方が申請いただいて、由布市のほうが代理で国に申請するという形になっておりますので、基本的にはうちのほうがパトロールということにはなりませんので、管理される方が現地のほうに確認に行って、市に報告していただくというふうになっておりますので、その辺はなかなか、気持ちは分かる部分もあるんですけども、今の制度としては3週間以内にお願ひしたいということになっております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで議案第72号について質疑を終わります。

日程第25. 議案第73号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第25、議案第73号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）は、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は11時25分といたします。

午前11時13分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

日程第26. 報告第20号

日程第27. 報告第21号

日程第28. 報告第22号

日程第29. 議案第74号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第26、報告第20号から報告第22号までの報告3件及び議案第74号の議案1件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました報告3件、議案1件につきまして、提案理由を御説明いたします。

報告第20号、専決処分の報告については、施設管理の草刈り作業中における管理瑕疵により、停車中の車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第21号、専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により、走行中の車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第22号、専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、議案第74号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1,220万9,000円を追加し、予算の総額を261億5,152万9,000円にお願いするものでございます。

国は、令和7年度一般会計予備費の使用の閣議決定を行い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が増額措置されました。このことにより、速やかに物価高騰対策の取組を講じることができるよう、本定例会に補正予算（第2号）として追加上程させていただいたところです。

補正予算の内容としましては、物価高騰による各家庭への負担軽減を考え、市民に広く支援が行き渡る対策として、由布市の指定ごみ袋、1世帯1セット30枚を配布し、家計を支援するものでございます。

以上で、私からの説明を終わります。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました報告3件、議案1件について詳細説明を求めます。

まず、報告第20号及び報告第21号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長でございます。私からは、報告第20号及び21号について詳細説明を行わせていただきます。

まず、報告第20号について詳細説明をいたします。

報告第20号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月19日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和7年6月10日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年5月2日午前11時30分頃、由布市庄内町庄内原350番地1のほのぼの温泉館において、市が施設管理を委託している施設管理者が駐車場の除草作業を行っていた際に、除草機にて石をはね、当該石が停車中であった乙の自動車の後部ガラスに接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を10万903円と定めたものでございます。

次ページ以降に、現場の状況及び当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、報告第21号について詳細説明をいたします。

報告第21号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月19日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和7年6月6日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年2月10日午後8時30分頃、由布市挾間町七蔵司字イチキ277番4先の市道向原別府線において、甲の管理する市道に落石があり、乙の運転する自動車が通行する際に当該落石に乗り上げ、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合80%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を70万9,834円と定めたものでございます。

次ページ以降に、現場や当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

以上で、私からの詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第２２号及び議案第７４号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

報告第２２号について詳細説明をいたします。

報告第２２号、専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月１９日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和７年６月１３日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等につきましては次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、今定例会報告第１２号で報告している内容と同様となりますが、令和７年１月１１日午前８時２５分頃、玖珠郡九重町大字右田１３２２の８先の国道２１０号線において、甲の車両を運転した職員が交差点を通過する際、左右の確認に気を取られ、前方の現場付近の小売店に左折して進入しようとしていた乙の車両に気づかず、乙の車両の後部に甲の車両の前部が追突し、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

この報告にて、人身損害を和解し、この交通事故に係る一切の補償に対しまして和解したのになります。

損害の和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合１００％に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を４３万８,２３８円と定めたものでございます。

次に、議案第７４号について詳細説明をいたします。

議案第７４号、令和７年度由布市一般会計補正予算（第２号）。

令和７年度由布市の一般会計補正予算（第２号）は、次の定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,２２０万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６１億５,１５２万９,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月１９日提出、由布市長。

１ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

3 ページからは、補正予算事項別明細書となります。

7 ページをお願いいたします。歳入でございますが、20 款 1 項 1 目 2 節の基金繰入金 1,220 万 9,000 円の増額は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額しております。

9 ページをお願いいたします。歳出になります。4 款 2 項 1 目清掃総務費、区分 1、物価高騰緊急対応事業（環境）は、本年 5 月 27 日、国は令和 7 年度一般会計予備費の使用の閣議決定を行い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額が措置されました。由布市においても、1,928 万 4,000 円の内示が示されております。

このことにより、物価高騰対策の取組として、各家庭への負担増を踏まえ、市民に広く支援が行き渡る施策として、1 世帯当たり 1 セット 30 枚のごみ袋を配布し、家計を支援するものでございます。この事業に係るごみ袋作成代や販売手数料など事務的経費を加え、総額 1,220 万 9,000 円を計上しております。

また、令和 6 年度において、ごみ袋 2 セットを配布する事業をしたことによる販売収入減が約 1,000 万ほどあったことから、今年度においても相応の販売収入減を想定いたしております。

財源は、現在、一般会計としておりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が確定次第、全額充当するように予定をいたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で詳細説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、報告第 20 号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3 番 高田 龍也君） 報告 20 号です。

これは、指定管理をされている、その作業員の方が草刈りをしていて石が当たってしまったという不慮の事故だと思うんですが、指定管理をしているところにお任せしているのであれば、今回、これは駐車場ですが、草刈りをしますよというところで、カラーコーンを設置して、お知らせを、1 週間前ぐらいからこの駐車場は使えませんよとして、草刈りをするときには、飛散防止ネットみたいなのをしながらするんですが、そういう予算は、各指定管理業者さんに由布市のほうからはお渡ししているんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

この施設、ほのぼの温泉館につきましては、指定管理の施設ではなくて、市のほうが個人の方に業務の管理をお願いしている施設ということになります。

今回、防護ネット等をしていないという状況でして、今後は、今回1人でしていたということですので、2名、3名で作業員と一緒にするようという事で、今後そのように気をつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。

すみません、私も指定管理業者かと思っていましたので、申し訳ないです。

付随しての話になるんですが、指定管理業者に委託している施設等は由布市内に多くあります。湯布院に関してはゆふいん道の駅さんとか、由布院駅の隣にある木の建物、まちづくり観光局が入っている建物、あれは何やったですかね。（「T I C」と呼ぶ者あり）T I Cとかは街の中にありますし、観光地でもありますので、ゆふいん道の駅さんとか車で来る方々も大変多いので、このような作業をしてもらう場合には、指定管理業者さんにも、そのような整備費みたいな感じで今後お渡ししていただけるとありがたいなと思います。

この写真を見る限り、写真2枚目のナンバー3なんですけど、すごくきれいに管理されているんですね。この由布市の施設としてしっかりと管理していただいているところにやっぱり敬意を払いながら、こんな不慮の事故が二度と起きないように、行政側も何らかの起きないための処置をするべきかなと思うんですけど、すみません、関連な質疑になって申し訳ないんですが、どなたかお答えいただけますか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

指定管理施設に、こういった作業といいたいでしょうか、維持管理上の経費を盛り込んだ部分があるかというところでございますけれども、指定管理施設それぞれの特徴がありますものですから、それぞれ統一して、この経費を見込んで指定管理を出しているというようなことは現在ないかなというふうに認識しております。

今後、そういった部分を見て維持管理をしていただくという部分は、今後検討をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 先ほど、指定管理の部分は、ほのぼのプラザのほうが指定管理だと、同一敷地内のところがそうだと思うんですが、今回、今の話の中でいくと、委託をしているところがあるというところの事故だということで聞きましたが、委託をしているところも含めて、こういう事故が起こったときに、そういうことが、今、市が払うような形にはなっているん

ですが、その委託先のところが掛けるべき保険があるのか、そういう責任はないのか、掛けておかないといけないのかというようなところを少し聞きたいんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

委託をしていれば、委託している業者の方々がその分の保険というのは担うべきだというふうには基本的には考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（１７番 佐藤 孝昭君） ということは、今回はそれがなかったんで、市がこの分を払うという形ということなんでしょうが——３回しかないんで、すみません——その分を市が今回は払ってあげるというような形に仮にしたとしたときに、やはりこの辺を掛けていくような指導や要綱というのは整えるべきかなというふうに思うんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。

今、議員御指摘のとおりだと思っております。今回は、たまたまいいまいしょうか、保険会社との折衝の中で、こういう形態であれば、そういう形であればというところで、保険会社が認めていただけたんですけれども、本来的には非常に微妙な部分がありますので、やはり今後は、委託業者が担う、もしくはその辺の責任分担をはっきりさせてやるべきものだなというふうに思っておりますので、今後そういった部分はしっかりと対応していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（１７番 佐藤 孝昭君） ３回目です。

それと、最後に、先ほど高田議員も言われていましたけども、こういう事故を受けて、やはり再発防止の部分は、課長も、十分注意するように２人でというようなお話もあったんですが、そもそも、何時から何時まで、ここには除草作業するために駐車をしないでくださいのような、そういうことの具体的な指示もちゃんとしていただきたいと思います。

ただ、それさえしておけば、ここに車はなかったでしょうし、こういう事故を受けて、こういうふうになりましたというのは、予防としてしっかりすべきかなと思うんですが、どうですか。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、こちらの、今回、管理人が１人でした。また、そういう事前にもお知らせもしていなかった、車の近くというのもありまして、こういう事故が起きました。

今後につきましては、作業する事前にまた案内等をして、こういうことが起こらないようにしていきたいと思います。どうもすみませんでした

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

次に、報告第21号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） 先ほど、私、報告第10号でもちょっと聞いたんですが、落石の原因と、あと、ドライバーの身体には何らかの影響はあったのかないのか。あと、これ、のり面がかなり高いんですが、市が管理するのり面の距離というか、のり面の一番上のお尻の部分、一番高いところ、そこから先は民地になるかと思うんですけど、のり面から落ちたのか民間の土地から落ちたのか、ちょっと教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 挾間地域整備課長。

○挾間地域整備課長（一尾 元博君） 挾間地域整備課長です。

今回の事故につきましても、事故現場は市道ののり面、土羽部をイノシシが荒らしたことによるものと、凍結していたのり面が解けたことによるものもありまして、それが原因だと推測しております。

以上です。（「ドライバーの人は」と呼ぶ者あり）失礼しました。

運転者のけがにつきましては、けががなかったという報告でした。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。

のり面の部分についてですが、実際、ここは道路ができるまでは多分山だったかと思うので、道路を計画した際に、道路をこの位置に造って、そこからどれぐらいの角度で山を削っていく、ですので、その削ったところまでが市有地ということで、道路を造る際に市のほうで購入させていただいているラインであります。

○議長（甲斐 裕一君） 田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） のり面の削ったところから市の持ち物ということですが、ぎりぎりなんですよ。

だけん、あの削った面よりちょっと民地に入るかもしれんけど、50センチなり1メートルぐらいまで市の持ち物にしてくれれば管理もしやすいのかなとは思うんですけど、今後そういうような計画とか、新しい道路ができたとき、構想はあるのでしょうか。

ぎりぎり削っても、結局、管理するのは一般の市民の方なんですけど、ちょっと山に入るのは難

しいと思うので、その辺の考えがあるのかないか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。お答えします。

確かに、こういう事例が起きた場合に、管理の仕方として、のり面、切ったところの上にやはり余裕地みたいなのがあって、そこまで市が管理をするというようなことも考えられますので、今後、市道をこういうふうな形で造る際には、そういうところも検討しながらちょっと研究していきたいと思います。

○議長（甲斐 裕一君） 田中廣幸君。

○議員（6番 田中 廣幸君） それでは、今後も地権者と相談しながら、そういうふうに進めていってほしいと思います。計画は難しいかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

答弁は結構です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 同様な事故が起こっておりますので、また追加の事故というか、事が起きて、各振興局長、お聞きしますが、各町ののり面の状況等のパトロール、調査等はされたのか。また、危険箇所があるのであれば、何か所ぐらいあったかという御報告をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 挾間振興局長。

○挾間振興局長兼地域振興課長（井原 和裕君） 挾間振興局長です。お答えします。

今、地域整備課長が報告しました件につきましては、その後、課長と共に現場に確認をいたしました。想定される場所、全部町内回ったかというところは、実際にはそこまでは全路線回ったりはしていませんけれども、想定される、今回ののり面の事故のようなものは、やはり市道を開発する中で、切り開いているところはたくさんあると思われますので、そのようなところは、今後どのようにして注意していくかというような協議は、課長レベルですが、行いました。

このようなことがないように、これまでも答弁していると思いますが、振興局といいますか、地域整備課が、現場等のあるとき、その他のときに、パトロールも含めて気をつけるようにしているところです。引き続き、そういうことがないように気をつけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。

建設課としましては、地域整備課も含めて、こういう事例が最近また増えておりますので、パトロールの強化等を伝えております。また、雨、また強風等があった次の日等、夜間はちょっと

無理かもしれませんが、そういうところ、各地域でやはりどうしても竹が出ている地域、場所とか、落石が多い地域というのはある程度は把握しておりますので、そういうところを重点的にパトロールをしていただくように一応伝えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

庄内地域、整備課がありませんので、このような道路で何かあったりしたとき、外線、市民の方からの電話とかも入ってきます。そういうときにはすぐ関係ある課にスムーズに回すようにもしておりますし、あと、職員のほうが市内に出張で出たときとか、そういうときには道の状況はどういうものかというものをしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

私どものほう、湯布院地域整備課がございまして、職員のほうが業務と兼ねて道路パトロールのほうを行っております。事前で、のり面等の把握というのはかなり難しいかと思えますけれども、その都度、分かり次第対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません。ありがとうございます。

建設課としては、大雨が降ったりとか強風が吹いた後には、直ちに事前に分かっているようなところを見に行っている。挟間振興局のほうは、しっかりと今、継続しながらパトロールしておりますと。庄内振興局に関しては、整備課がないので、職員さんが移動した際とかにはそういうような報告を受けるようにしている、それと市民からの声を聞いていると。

湯布院のほうで、今、現状、何かおかしいところとかはあるんですかね。悪いところとか、どこか懸念材料になっているところとかいうのは、報告は上がってきていないんですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 事故が起こるような道路ということは特にはないんですけども、道路のアスファルト等は傷んでいますので、逐次その補修の計画はしておりますけれども、今の段階で、のり面がというのは全てのところは把握しておりませんけれども、出水期ですので、そのときに、特に別府一の宮線ですか、山崎まで雨が降ったときに、かなり小石等、石は出ます。その部分については、県土木等のほうで調整して、連絡をして、すぐに撤去等はしていただいているところです。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第22号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。瀏野けさ子さん。

○議員（14番 瀏野けさ子君） 14番、瀏野です。

物価高騰緊急対応事業についてお聞きします。

4款2項2目、今回もごみ袋を配布という形でお聞きしました。去年は2袋を支給だったんですが、去年の完了の実績は何%くらいだったのか、お聞きしたいと思います。

今年は1袋という形なんですけども、その完了実績に伴うために1袋にしたのか、その理由をお聞きしたいと思います。

そしてまた、その配布は、実施はいつ頃になるのかお聞きしたいと思います。

通告がないので、一括質疑でよかったと思いますけど。担当は産建なんですけど、一括なのでいいと思ったんですけど。それと、物価高騰がありますので、そのことでお聞きしたかったんです。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。お答えします。

昨年ベースの実績なんですけれども、1万6,000世帯に配って79%の引換えがありました。

今年度は、なぜ30枚になったのかということなんですけれども、これは予算的なものと、あとは準備ができるかできないか、今年度中に終わらせなければいけないということで、30枚になりました。

あとは、日程につきましては、7月中に販売店47店舗への説明会を行います。7月31日を基準日といたしまして、住民登録のある世帯に対して準備をいたします。8月中に圧着はがきにて配ります。9月1日に引換え開始というような日程調整を行っています。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 瀏野けさ子さん。

○議員（１４番 淵野けさ子君） 分かりました。販売の８月中ですから、そうなるかと思います。

私は８０％を超していると思ったんですけども、１００％にいなかったその理由というか、そういうものは把握されているのかどうかお聞きしたいと思いますが、男性からはあまり聞かなかったんですけど、女性、主婦の方々は大変喜んでおりましたので、これもいいのかなというふうに私は思っておりますが、７９％の残りの、１００％近くまでいなかったその理由というのは何かつかんでいますかね。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） お答えします。

昨年度は、４５リットルの大のみの２本、６０枚でしたので、１人世帯であるとかそういった方は、大は要らないというようなこともあったのかなと思っています。今年度はそれを踏まえまして、大、中、小、それぞれ選べるようにしております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに。高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） これ、国のほうから、物価高騰緊急対応事業ということで、予算は基金から出しておいて、後ほど充填されるということなんですが、この１，２２０万９，０００円という、もうちょっと多かった、これ、国のほうから、大体これぐらいの金額の予算を組んでくださいという話なのか、市がこの金額をいただきたいというような形でこの予算組みをしているのか、国のほうからの提示があったのかなかったのか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えいたします。

地方交付金につきましては、国からのほうの内示というふうな形で、うちが要望を上げるというものではありません。そして、来ました１，９２８万４，０００円につきましては、推奨メニュー枠というふうな形で、その金額を使って市がいろいろ事業を行うことができるというふうな形になっております。

加えまして、今年度につきましては、６年度の国補正予算として、１億１，２１５万４，０００円が、もう既に当初予算の中で、昨年度から引き続き、すくすくおむつクーポンとか、そういう部分での物価高騰対策として使っております。それに加えて、今回来た部分について、早期に対応したほうがいいというふうな市長の判断の中で、こういうふうな形で事業を追加議案として上げさせていただいたということになります。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） その予算規模でいったら、この判断は私はありがたいなと思うところなんですが、国のほうとしては、少し少ないんじゃないのかなと思うのは、今、現状、物価

高騰に苦しんでいる市民の１人として、国民の１人としても、もう少し何かあったんじゃないか。市の対応としてはすごくありがたいんですが、全国市長会とかありましたら、いま一度、由布市民の困窮、物価高騰の大変さを伝えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。返答はよろしいです。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

以上で各議案の質疑は終わりました。

ただいまの承認第２号から承認第５号の承認４件並びに議案第６５号から議案第７４号までの議案１０件については、会議規則第３７条第１項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、６月２７日午前１０時から、委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後０時０３分散会
